

神奈川県ビリヤード協会 規 約

令和7年5月28日

神奈川県ビリヤード協会

改訂履歴

No	日付	内容
1	平成9年4月1日	新規作成
2	平成30年7月14日	6条の③、22条の②、22条の④ を修正
3	令和3年5月24日	第22条 会員加盟店の年会費を修正
4	令和5年5月28日	第6～9条を修正 第9条の追加に伴い、第10条以降の項番を振り直し 第23条、任意団体会員の年会費を追加
5	令和7年5月28日	第四章 役員 第14条の①理事に関して、「8名以上 15名以内」から「5名以上15名以内」に修正 第四章 役員 第14条の③監査に関して、2名から 2名以内に修正 第六章 会計の第26条（臨時の支出）を追記

神奈川県ビリヤード協会

第一章 総則

第1条

本協会は神奈川県ビリヤード協会と称する。

第2条

本協会は公益社団法人日本ビリヤード協会（英文名：NIPPON BILLIARD ASSOCIATION 略称NBA）の地区加盟団体とする。

第3条

- ① 本協会は主たる事務所を藤沢市に置く。
- ② 本協会は総会の決議を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第4条

本協会は神奈川県に於けるビリヤード界を統括し、ビリヤードの健全普及および振興を図り、併せて協会会員相互の親睦と融和を図り、ビリヤード界の発展に貢献することを以てその目的とする。

第二章 事業

第5条

本協会は第四条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- ① ビリヤードの健全普及および指導。
- ② ビリヤードの生涯スポーツとしての健全普及および指導。
- ③ ビリヤードの競技会を通じ競技者の競技力向上を図る。
- ④ ビリヤードに関する調査研究。
- ⑤ その他第四条にあげる目的を達成するために必要な事業。

第三章 会員

第6条（会員の種類）

本協会の会員は、次の6種類とし、①、②を以って総会構成員（社員）とする。

① 個人正会員：

本協会の趣旨に賛同し、入会資格を満たした自然人とする。

② 加盟店会員：

本協会の趣旨に賛同し、神奈川県内においてビリヤード店等、ビリヤード台を用い収益事業を営む会資格を満たした自然人および法人とする。

③ 賛助会員：

本協会の趣旨に賛同し、本協会を賛助支援する意向を有する自然人、法人、及び任意団体であって権利能力のない社団を以ってする。賛助の範囲等は会員と本協会の合意によってこれを定める。

④ K P B A会員：

連盟登録員を以ってする。

⑤ 任意団体会員：

本協会の趣旨に賛同し、本協会の活動に参加する意向を有する団体であって、ビリヤード台を保有し、これを使用した活動を現に行っているサークルや同好会等の任意団体であって権利能力のない社団を以ってする。ただし、当該団体は規約および構成員の名簿の備置を義務とする。任意団体会員の名称を使用し当協会が主催する大会に出場する場合には理事会の承認を必要とする。

⑥ 名誉会員：

本協会の活動において多大な功績があった者、又は学識経験者で、理事会の推薦を受け、総会で承認を受けたもの。

第7条（入会手続き）

入会を希望する者は本協会理事会宛てに所定の様式により申込み、理事会の承認決議を経なければならない。理事会は、速やかに申込者の入会資格につき審査し承認の可否を決定し、その旨を申込者に通知しなければならない。

ただし申込様式の違背・申込資格の不存在等の場合は、承認決議を経ずこれを却下することができる。

入会を希望する者が承認の通知を受けた後、速やかに本協会所定の会費を納入するものとし、納付せずに通知の日の翌日から2週間が経過した場合には会員義務履行懈怠として当該承認は効力を遡及的に失う。

第8条（入会の時期）

入会を希望する者は原則として理事会の承認の日を以って入会したものとみなす。

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一つでも該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき。
- ② 補助、保佐若しくは後見の審判を受けたとき又は破産の宣告を受けたとき。
- ③ 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき、又は法人及び任意団体である会員が解散したとき。
- ④ 除名の処分を受けたとき。

第10条

名誉会員は総会において承認された本人が承諾したとき、入会したものとする。

第11条

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て、理事長が除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 本協会の名誉を著しく傷つけたとき、又はこの法人の目的に著しく反する行為をしたとき。
- ② 会費を2年以上滞納したとき。

第12条

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第13条

会員が退会するときは、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

第四章 役員

第14条

本協会に次の役員を置く。

- ① 理事 5名以上15名以内
理事のうち、理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、事務局長1名以内とする。
- ② 会計 1名
- ③ 監査 2名以内
- ④ その他 名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

第15条

役員は下記の方法により選出する。

- ① 理事および監査は、総会において正会員の中より選出する。
- ② 理事長、副理事長は理事の互選により選出する。

第16条

役員の任期は下記のごとく定める。

- ① 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 役員に欠員が生じ、会務に支障ある場合は理事会において補充選任することができる。但しこの任期は前任者の残任期間とする。

第17条

役員の任期は下記のごとく定める。職務権限を下記のごとく定める。

- ① 理事長は本協会を代表し、会務を統括する。
- ② 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、予め指名した順序によってその職務を代行する。
- ③ 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、本協会の業務を掌握する。
- ④ 理事は、理事会を組織して、本協会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。
- ⑤ 監査は経理を監査し、定時総会を経て報告する。

第五章 会議

第18条

- ① 理事会は、理事長がこれを招集し、副理事長および理事を以て構成する。定時総会は毎年、年度終了後2カ月以内に開催する。
- ② 臨時総会は理事長が必要と認めたときに開催する。
- ③ 前項のほか、正会員の5分の1以上の会員から付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、理事長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- ④ 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面を以て通知する。

第19条

- ① 総会は、正会員の現在数の2分の1以上の出席がなければその議事を開き議決することができない。但し、書面を以て他の会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。
- ② 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席した正会員の過半数を以て決議し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条

理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面を以て他の会員を予め意思を表示した者は出席者とみなす。

第21条

全ての会議には、議事録を作成し議長および出席者の代表2名以上が署名捺印の上これを保存する。

第六章 会計

第22条

本協会の経費は下記にあげるものを以て、これに充当する。

- ① 入会金および会費。
- ② 本協会の目的に賛同する有志の寄付金。
- ③ 事業収入。
- ④ その他の収入。

第23条

本協会の入会金、年会費は下記のごとく定める。単位：円

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 個人正会員 | 2,000 |
| ② 加盟店会員 | 10,000 |
| ③ 賛助会員 | 契約書を取り交わして定める |
| ④ K P B A（団体加盟）会員 | 10,000 |
| ⑤ 任意団体会員 | 10,000 |
| ⑥ 名誉会員 | 0 |

第24条

名誉会員は入会金および会費を納めることを要しない。

第25条

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第26条（臨時の支出）

やむを得ず理事会の開催前に支出を要する事由が生じた場合においては、理事長、事務局長、会計の三者の合意をもって、臨時に支出を行うことができる。

ただし、当該支出の総額は理事会の事後の追認の有無に関わらず会計年度につき五万円を限度とする。この場合、支出を行った後、速やかに理事会に報告し、その承認を得なければならない。

附 則

第1条

本協会規約は、平成9年4月1日よりこれを実施する。

第2条

規約第四章役員とは別に競技委員を設ける。

① 委員は本協会正会員の中より選出する。

② 競技委員に下記の役員を置く。

1. 委員長 一名

2. 委 員 ポケット 部若干名

 キャロム 部若干名

3. 競技委員をポケット部とキャロム部に分け、部門ごとに運営し、競技における会計は本協会会計に競技会収支報告書を提出する。

各会員はスポーツとしてのビリヤード競技を通じて、ビリヤードを健全に普及させ、技術と人格の向上を図り、且つ、会員相互の融和とスポーツ精神の昂揚を期すべき義務を負う。

事務局 神奈川県藤沢市藤沢571
ビリヤード コモルーム内

平成9年4月1日
神奈川県ビリヤード協会